

外務省

《外務省》

表 12-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成25年3月29日策定） 平成26年3月31日改定 平成28年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<p>○ 平成25年度から29年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務付けられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案し、必要と考えられる場合には、適時に評価を行うものとする。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する事後評価については、租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。さらに、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p> <p>○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。</p>
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。</p> <p>ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設ける。</p> <p>イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評</p>

		<p>働官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、関係課が評価を行う上で参考として適切に活用する。</p>
<p>実施計画の名称</p>	<p>平成 27 年度外務省政策評価実施計画（平成 27 年 3 月 31 日改定）</p>	
<p>実施計画の主な規定内容</p>	<p>1 主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式</p>	<p>○ 4 の基本目標に係る 12 の施策</p>
	<p>2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）</p>	<p>○ 未着手：政府開発援助1案件 ○ 未了：政府開発援助13案件</p>
	<p>3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）</p>	<p>該当する政策なし</p>

表 12-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		政府開発援助：90件 〔表 12-3-ア、イ〕 ≪政府開発援助：39件≫ 〔表 12-3-ウ〕	実施が妥当	90 ≪39≫	評価結果を踏まえ、対象事業（政策）を実施することとした 〔概算要求及び機構・定員要求に反映〕 （概算要求に反映 31件≪39≫）	90 ≪39≫
事後評価	主要な行政目的に係る政策等として基本計画に掲げる政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：12件 （目標管理型の政策評価） 〔表 12-3-エ〕	目標達成	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	11
			相当程度進展あり	10	2 評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	1
					政策の一部の廃止、休止又は中止	1
					〔概算要求及び機構・定員要求に反映〕 〔 概算要求に反映 10件 機構・定員要求に反映 9件 （うち、機構5件、定員9件） 〕	
		〔事前分析表への反映〕 〔 達成すべき目標を変更 2件 測定指標を変更 6件 達成手段を変更 4件 事前分析表の変更なし 2件 未定・検討中等 3件 〕				
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：13件 〔表 12-3-オ〕	継続が妥当	13	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	13	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

（注） ≪ ≫ は、平成 26 年度に評価結果が公表され、「平成 26 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 12-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成27年5月8日、5月29日、6月30日、7月31日、8月31日、9月30日、10月30日、11月30日及び12月25日並びに28年1月29日、2月29日及び3月31日に「政策評価法に基づく事前評価書」として公表

表 12-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「ナカラ回廊送変電網強化計画」(モザンビーク共和国)
2	「クム幹線道路改善計画」(ソロモン諸島)
3	「廃棄物管理機材整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
4	「上水道改善計画」(パラオ共和国)
5	「日本モンゴル教育病院建設計画」(モンゴル国)
6	「ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画」(バングラデシュ人民共和国)
7	「アピア港安全向上計画」(サモア独立国)
8	「マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画」(ニカラグア共和国)
9	「ラホール給水設備エネルギー効率化計画」(パキスタン・イスラム共和国)
10	「ファイサラバード市中継ポンプ場及び最終配水池ポンプ機材改善計画」(パキスタン・イスラム共和国)
11	「貝類養殖技術研究センター建設計画」(モロッコ王国)
12	「国内輸送船用埠頭改善計画」(トンガ王国)
13	「カンポット上水道拡張計画」(カンボジア王国)
14	「カオラック州、ティエス州及びファティック州中学校建設計画」(セネガル共和国)
15	「カラチ気象観測用レーダー設置計画」(パキスタン・イスラム共和国)
16	「ホイアン市日本橋地域水質改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
17	「ハイフォン市アンズオン浄水場改善計画」(ベトナム社会主義共和国)
18	「カラ橋及びクモンク橋建設計画」(トーゴ共和国)
19	「中学校校舎建設計画」(ブルキナファソ)
20	「日本・コートジボワール友好交差点改善計画」(コートジボワール共和国)
21	「ナイロビ市医療・有害廃棄物適正処理施設建設計画」(ケニア共和国)
22	「ハルツーム州郊外保健サービス改善計画」(スーダン共和国)
23	「カチン州及びチン州道路建設機材整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
24	「第二次中央乾燥地村落給水計画」(ミャンマー連邦共和国)
25	「クロワ・デ・ミッション橋梁及び新線橋梁架け替え計画」(ハイチ共和国)
26	「マナス国際空港機材整備計画」(キルギス共和国)
27	「ナカラ市医療従事者養成学校建設計画」(モザンビーク共和国)
28	「コモロ川上流新橋建設計画」(東ティモール民主共和国)
29	「カタンガ州ルンバシ市国立職業訓練校整備計画」(コンゴ民主共和国)
30	「洪水及び地滑り被害地における学校復旧計画」(ミャンマー連邦共和国)
31	「ニヤコンバ灌漑事業のための灌漑開発計画」(ジンバブエ共和国)
32	「カムズ国際空港ターミナルビル拡張計画」(マラウイ共和国)
33	「ネパール地震復旧・復興計画」(ネパール連邦民主共和国)
34	「灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画 (FAO連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
35	「カイロ大学小児病院外来診療施設建設計画」(エジプト・アラブ共和国)
36	「アクラ中心部電力供給強化計画」(ガーナ共和国)
37	「ナミベ港改修計画」(アンゴラ共和国)
38	「アブジャ電力供給施設緊急改修計画」(ナイジェリア連邦共和国)
39	「洪水被災学校再建計画」(ミャンマー連邦共和国)
40	「小児感染症予防計画 (UNICEF連携)」(アフガニスタン・イスラム共和国)
41	「ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画」(タジキスタン共和国)
42	「第二次変電及び配電網整備計画」(ルワンダ共和国)
43	「グラズエ市及びダッサズメ市における地下水を活用した飲料水供給計画」(ベナン共和国)

44	「セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画」(ニカラグア共和国)
45	「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」(東ティモール民主共和国)
46	「チュルイ・チョンバー橋改修計画」(カンボジア王国)
47	「第七次地雷除去活動機材整備計画」(カンボジア王国)
48	「第二次マヘ島零細漁業施設整備計画」(セーシェル共和国)
49	「道路管理機材整備計画」(ジブチ共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表12-4-(1)参照

なお、平成28年度予算要求までに公表したNo.1～20については、予算要求に反映

- (2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成27年5月8日、5月29日、6月30日、7月31日、8月31日、9月30日、10月30日、11月30日及び12月25日並びに28年1月29日、2月29日及び3月31日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表

表 12-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として評価を実施した政策 (有償資金協力)

No.	評価対象政策
1	「新ウランバートル国際空港建設計画(第二期)」(モンゴル国)
2	「電力セクター復興計画(フェーズ2)」(イラク共和国)
3	「クルド地域下水処理施設建設計画(第一期)」(イラク共和国)
4	「地方自治体インフラ改善計画」(トルコ共和国)
5	「ナカラ港開発計画(Ⅱ)」(モザンビーク共和国)
6	「オディシヤ州送電網整備計画」(インド)
7	「全国送配電網整備・効率化計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
8	「バンコク大量輸送網整備計画(レッドライン)(第二期)」(タイ王国)
9	「ボルトニッチ下水処理場改修計画」(ウクライナ)
10	「電力セクター改革支援プログラム」(アンゴラ共和国)
11	「ダバオ市バイパス建設計画(南・中央区間)」(フィリピン共和国)
12	「チョーライ日越友好病院整備計画」(ベトナム社会主義共和国)
13	「ナザブ空港整備計画」(パプアニューギニア独立国)
14	「カンパラ立体交差建設・道路改良計画」(ウガンダ共和国)
15	「バンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ2)(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)
16	「ヤンゴン環状鉄道改修計画」(ミャンマー連邦共和国)
17	「全国基幹送変電設備整備計画フェーズⅡ」(ミャンマー連邦共和国)
18	「東西経済回廊整備計画」(ミャンマー連邦共和国)
19	「チェンナイ地下鉄建設計画(第四期)」(インド)
20	「アーメダバード・メトロ計画(第一期)」(インド)
21	「ジャカルタ都市高速鉄道計画(第二期)」(インドネシア共和国)
22	「ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第二期)」(インドネシア共和国)
23	「南北通勤鉄道計画(マロロスーツツバン)」(フィリピン共和国)
24	「西部バングラデシュ橋梁改良計画」(バングラデシュ人民共和国)
25	「外国直接投資促進計画」(バングラデシュ人民共和国)
26	「ダッカーチッタゴン基幹送電線強化計画」(バングラデシュ人民共和国)
27	「母子保健及び保健システム改善計画」(バングラデシュ人民共和国)
28	「南北高速道路建設計画(ダナン・クアンガイ間)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
29	「ラックフェン国際港建設計画(港湾)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
30	「ラックフェン国際港建設計画(道路・橋梁)(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
31	「ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張計画」(エジプト・アラブ共和国)
32	「配電システム高度化計画」(エジプト・アラブ共和国)
33	「オルカリアV地熱発電開発計画」(ケニア共和国)
34	「官民連携インフラ・ファイナンス促進計画」(インド)
35	「国道五号線改修計画(プレックダム・スレアマム間)(第二期)」(カンボジア王国)
36	「北東州道路網連結性改善計画(フェーズ1)(第一期)」(インド)
37	「マディヤ・プラデシュ州送電網増強計画」(インド)
38	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第三期)」(インド)

39	「オディシヤ州総合衛生改善計画（第二期）」（インド）
40	「タミル・ナド州都市保健強化計画」（インド）
41	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画（第四期）」（ベトナム社会主義共和国）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html) の表12-4-(2)参照
 なお、平成28年度予算要求までに公表したNo.1～11については、予算要求に反映

(3) 以下の 39 案件（無償資金協力 25、有償資金協力 14）は、平成 26 年 4 月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成 26 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として 28 年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載

表 12-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成 26 年度に評価を実施した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「パソ・レアル橋建設計画」（ニカラグア共和国）
2	「ドゥシャンベ国際空港整備計画」（タジキスタン共和国）
3	「オヨ州小学校建設計画」（ナイジェリア連邦共和国）
4	「グジュランワラ下水・排水能力改善計画」（パキスタン・イスラム共和国）
5	「中期気象予報センター設立及び気象予報システム強化計画」（パキスタン・イスラム共和国）
6	「口蹄疫等対策支援計画（FAO連携）」（アフガニスタン・イスラム共和国）
7	「バルカ県送配水網改修・拡張計画」（ヨルダン・ハシェミット王国）
8	「クイーンズウェイ変電所改修計画」（ウガンダ共和国）
9	「コナクリ市中部高台地区飲料水供給改善計画」（ギニア共和国）
10	「小児感染症予防計画（UNICEF連携）」（アフガニスタン・イスラム共和国）
11	「ニューブリテン国道橋梁架け替え計画」（パプアニューギニア独立国）
12	「カラチ港及びビンカシム港治安強化計画」（パキスタン・イスラム共和国）
13	「第三次地方給水計画」（ルワンダ共和国）
14	「災害リスク管理能力強化計画（IOM連携）」（アフガニスタン・イスラム共和国）
15	「第三次タザラ交差点改善計画」（タンザニア連合共和国）
16	「テザニ水力発電所増設計画」（マラウイ共和国）
17	「南部諸民族州リフトバレー地域給水計画」（エチオピア連邦民主共和国）
18	「港湾近代化のための電子情報処理システム整備計画」（ミャンマー連邦共和国）
19	「マンダレー上水道整備計画」（ミャンマー連邦共和国）
20	「ヤンゴン市無収水削減計画」（ミャンマー連邦共和国）
21	「ミンダナオの紛争影響地域におけるコミュニティ開発計画」（フィリピン共和国）
22	「プノンペン交通管制システム整備計画」（カンボジア王国）
23	「スパイリエン州病院改善計画」（カンボジア王国）
24	「国道一号線橋梁架け替え計画」（ブータン王国）
25	「アトランティック県アラダ病院建設・整備計画」（ベナン共和国）
有償資金協力	
26	「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画（フェーズ1）（第一期）」（ミャンマー連邦共和国）
27	「ヤンゴン都市圏上水整備計画」（ミャンマー連邦共和国）
28	「電力セクター・プロジェクト・ローン」（ウズベキスタン共和国）
29	「グワハティ下水道整備計画」（インド）
30	「モンバサ港開発計画フェーズ2」（ケニア共和国）
31	「官民連携インフラ・ファイナンス促進計画」（インド）
32	「ハルサ火力発電所改修計画」（イラク共和国）
33	「カニャベラル及びリオ・リンド水力発電増強計画」（ホンジュラス共和国）
34	「全国基幹送変電設備整備計画（フェーズ1）」（ミャンマー連邦共和国）
35	「レンガリ灌漑計画（フェーズ2）」（インド）
36	「プネ市ムラ・ムタ川汚染緩和計画」（インド）
37	「国道五号線改修計画（スレアマアムーバタンバン間及びシソポンーポイペト間）（第一

	期)」(カンボジア王国)
38	「南北高速道路建設計画(バンルックーロンタイン間)(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
39	「第二次送変電・配電ネットワーク整備計画」(ベトナム社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表12-4-(3)参照

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施

平成27年度においては、実績評価方式を用いて、「平成27年度外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の4の基本目標に係る12の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成27年度外務省政策評価書」として公表

表12-3-エ 実績評価方式により評価を実施した政策(目標管理型の政策評価)

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
基本目標Ⅰ 地域別外交			
1	アジア大洋州地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
2	北米地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
3	中南米地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
4	欧州地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
5	中東地域外交	相当程度進展あり	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅳ 領事政策			
7	領事業務の充実	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化			
8	外交実施体制の整備・強化	相当程度進展あり	引き続き推進
9	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	相当程度進展あり	引き続き推進
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金			
10	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	相当程度進展あり	引き続き推進
11	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進
12	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	目標達成	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表12-4-(4)参照

(2) 「平成27年度外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了(法第7条第2項第2号ロ)の13案件を対象として評価を実施し、その結果を平成27年8月31日に「平成27年度外務省政策評価書」として公表

表12-3-オ 未了の事業(政府開発援助)を対象として評価を実施した政策

No.	評価対象政策	政策評価の結果	評価結果の反映状況
1	「クラマサン火力発電所拡張計画」(インドネシア共和国)	継続が妥当	引き続き推進
2	「タンジュンプリオク港アクセス道路建設計画(第一期)」(インドネシア共和国)	継続が妥当	引き続き推進
3	「カイメップ・チーバイ国際港開発計画」(ベトナム社会主義共和国)	継続が妥当	引き続き推進
4	「トゥルチェニ火力発電所環境対策計画」(ルーマニア)	継続が妥当	引き続き推進

5	「カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全計画」(インド)	継続が妥当	引き続き推進
6	「バンガロール上下水道整備計画(第二期第一段階)」(インド)	継続が妥当	引き続き推進
7	「コメリン灌漑計画(第二期第二段階)」(インドネシア共和国)	継続が妥当	引き続き推進
8	「ソロ川下流域河川改修計画(第二期)」(インドネシア共和国)	継続が妥当	引き続き推進
9	「メコン地域通信基幹ネットワーク整備計画」(カンボジア王国)	継続が妥当	引き続き推進
10	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)	継続が妥当	引き続き推進
11	「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)」(インド)	継続が妥当	引き続き推進
12	「タミールナド州植林計画(第二期)」(インド)	継続が妥当	引き続き推進
13	「ラジャスタン州小規模灌漑改善計画」(インド)	継続が妥当	引き続き推進

(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319.html)の表12-4-(5)参照

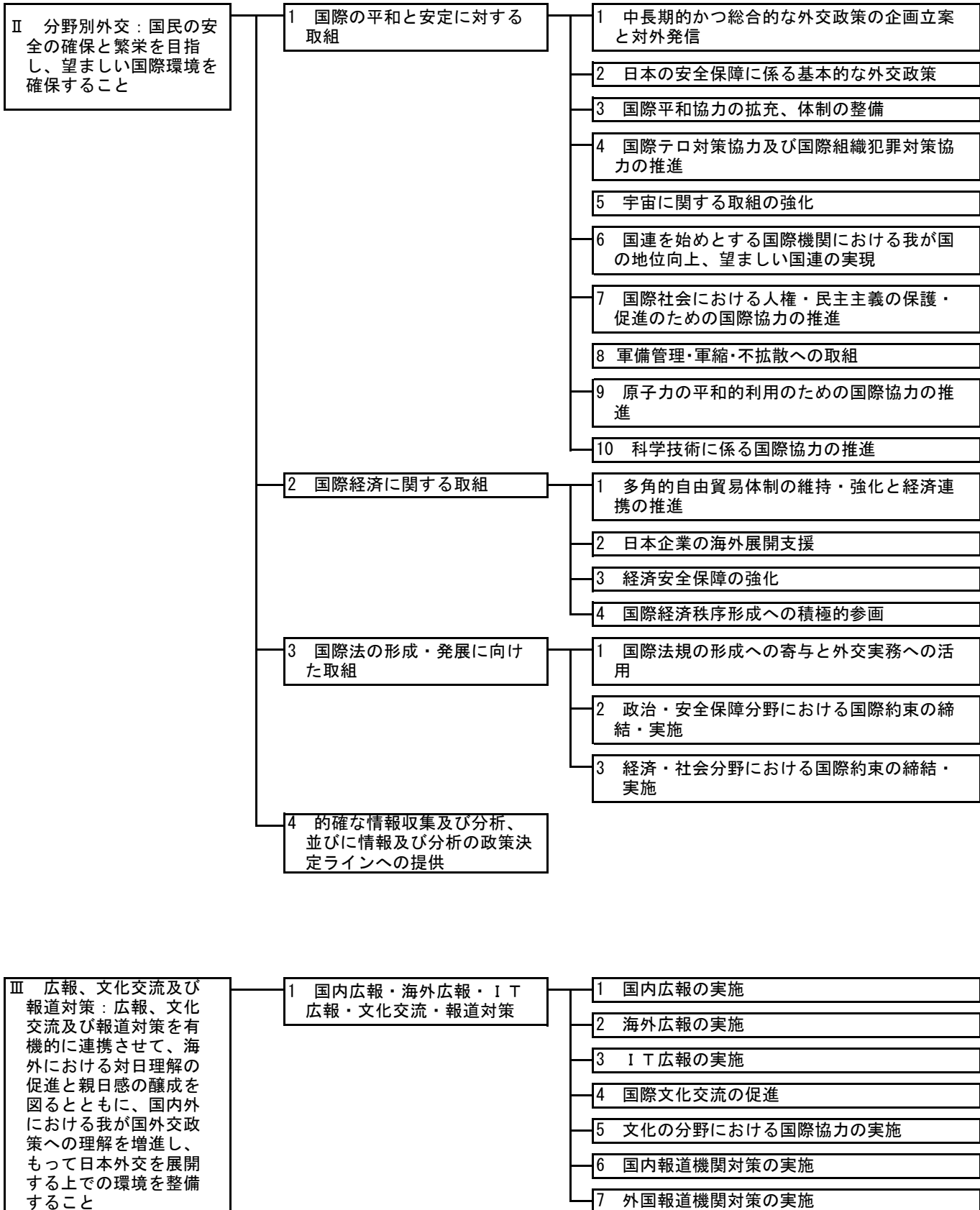
2 平成27年度外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号イとして未着手の政府開発援助1案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により評価を行っていない。

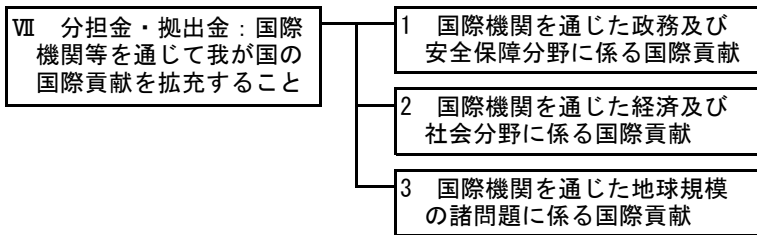
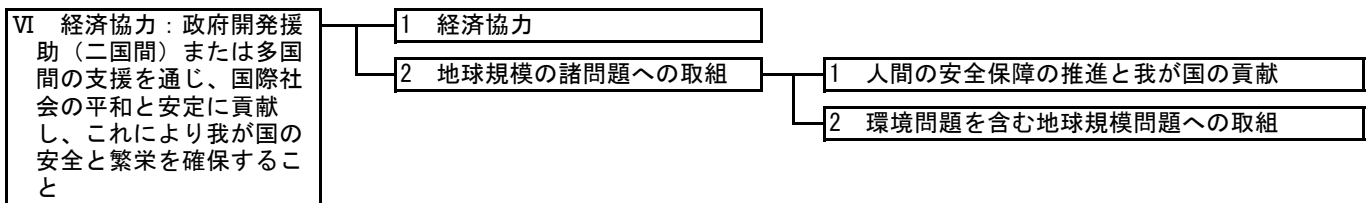
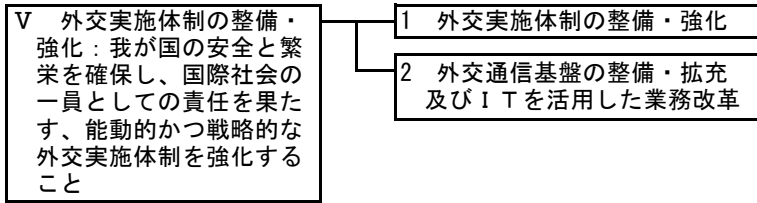
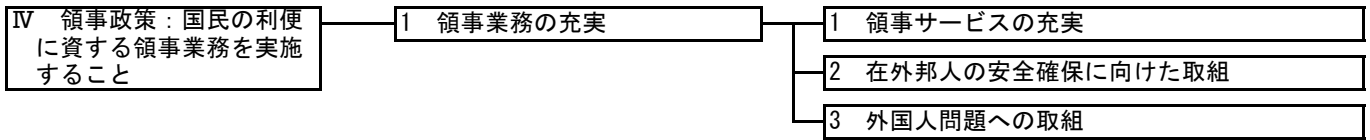
別表

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成27年度に公表された評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策	
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、日本にとって望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交	1 東アジアにおける地域協力の強化	
		2 朝鮮半島の安定に向けた努力	
		3 未来志向の日韓関係の推進	
		4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	
		5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
		6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
		7 南西アジア諸国との友好関係の強化	
		8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
		2 北米地域外交	1 北米諸国との政治分野での協力推進
			2 北米諸国との経済分野での協力推進
			3 米国との安全保障分野での協力推進
		3 中南米地域外交	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
			2 南米諸国との協力及び交流強化
		4 欧州地域外交	1 欧州地域との総合的な関係強化
			2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
			3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
			4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
		5 中東地域外交	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
			2 中東諸国との関係の強化
		6 アフリカ地域外交	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進
			2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html) 参照

